

長野県福祉サービス第三者評価基準(保育所版)の改正について


地域福祉課福祉監査担当

1 改正の経過

令和2年4月1日付け厚生労働省通知「保育所における第三者評価の改訂について」(以下「国通知」)が発出され、保育所版の共通・内容評価基準が改定されたことに伴い、必要な改正を行う。

2 評価基準の体系と構成

(1) 評価基準の体系

| 共通評価基準 (45 項目) | | 内容評価基準 (20 項目) |
|---------------------------|---|---------------------------|
| I 福祉サービスの基本方針と組織 |  | A-1 保育内容 |
| II 組織の運営管理 | | A-2 子育て支援 |
| III 適切な福祉サービスの実施 | | A-3 保育の質の向上 |
| 対象：保育所、認定こども園、 地域型保育事業 | | 対象：保育所、認定こども園、 地域型保育事業 |

(2) 評価基準の構成

各評価基準(項目)は、「評価対象」「評価分類」「評価項目」「評価細目」「判断基準」「評価の着眼点」「判断基準の考え方と評価の留意点」で構成

3 国の主な改正点

(1) 文言の置き換え

- 例) ・「外部監査等の結果」→「外部の専門家による監査支援等の結果」、
 ・「保育課程の編成」→「全体的な計画の作成」、
 ・「長時間にわたる保育のための」→「それぞれの子どもの在園時間を考慮した」
 ・「利用者」→「保護者等」

(2) 「評価の着眼点」において項目の削除・新設

(3) 「判断基準の考え方と評価の留意点」において項目の削除・新設

4 長野県の対応

国通知における評価基準改正のとおり長野県の評価基準(共通評価基準及び内容評価基準)を改正する。ただし、長野県では、「障害」の表記を「障がい」としているため、「障がい」に統一する。

<関係資料>

- 資料 3-2 評価基準の改正新旧対照表（共通評価基準）
- 資料 3-3 長野県福祉サービス第三者評価の考え方と評価のポイント、評価の着眼点
【保育所】 共通項目
- 資料 3-4 評価基準の改正新旧対照表（内容評価基準）
- 資料 3-5 長野県福祉サービス第三者評価の考え方と評価のポイント、評価の着眼点
【保育所】 内容評価項目